

# 福井県の特別支援教育について 子どもの理解と指導の実際

## 特別支援教育新任担当者研修 第1研修

令和3年5月13日（木）  
福井県教育庁高校教育課  
特別支援教育室

※資料中（P～）とありますが、「特別支援学級・通級による指導の手引き(令和2年度改定)」中のページ番号です。参考となる事項が掲載されています。

福井県教育庁高校教育課 特別支援教育室です。

福井県の特別支援教育について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

今回は、特別支援教育の制度や教育課程など、教育のベースになることを中心にお伝えさせていただきます。

これから表示されます資料で、ページの記載がありますが、福井県教育委員会からの刊行物

「特別支援学級・通級による指導に関する手引き(令和2年度改定)」のページ数になっています。

冊子が各校に保管されております。また、特別支援教育センターのホームページより閲覧することもできます。

【[http://sky.netcommons.net/fukuisec/htdocs/?action=common\\_download\\_main&upload\\_id=931](http://sky.netcommons.net/fukuisec/htdocs/?action=common_download_main&upload_id=931)】

## 特別支援教育とは

- ▶ 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服し、自立をはかるために、適切な指導及び必要な支援を行う
- ▶ 平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していく

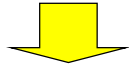
2

特別支援教育とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するために、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服し、自立を図るために、必要な指導・支援を行うもの、とされています。

平成19年4月から学校教育法に位置づけられています。

## 特別支援教育のめざすもの

### ▶ 「生きる力」の育成



- ①個性を活かす教育の充実 →学習の態度
- ②豊かな心や創造性の育成
- ③健康・安全で活力のある生活の実現
- ④**自立し、社会参加**する資質の育成

特別支援教育が目指すものとして「生きる力」を育むことがあげられます。

「自立」・・・「全てのことを自分でできるようになる」ことではありません。障がいのある方だけでなく、全ての方に言えることですが、「必要な支援を受けながら、最大限に自分の力を発揮すること」と捉えてよいと思います。

「社会参加」・・・「家族や地域の方々を関わり合いながら、自分らしく豊かに生きること」です。仕事だけでなく、生活(趣味、地域行事、社会貢献)なども大切です。

また、これらの活動の前提として、目的意識をもって教育課程を組むことも重要であるとされています。

個々の児童生徒の障がいの状態や特性、及び心身の発達段階等を的確に把握して、なんのためにその学習を行うのか、その活動が何につながるのかをしっかりと意識し、その達成に努めなければならないとしています。

## 学びの場と対象

学びの場	対象や特色	人数・指導時間
特別支援学校	通常の学級や少人数の特別支援学級における学習では十分その効果を上げることが困難な児童生徒が対象。専門の教員が小・中・高と一貫した手厚い指導をうけることができる	1学級 3～8人 (学部や障がいの状態に応じて異なる)
特別支援学級	小・中学校における少人数の学級 特別な支援を必要としており、通常の学級における学習では十分その効果を上げることが困難な児童生徒が対象  交流など柔軟な学級経営も可能	8人が上限 学級で週9時間以上の指導
通級による指導	小・中学校の通常の学級に在籍する特別な支援を必要としている児童生徒がほとんどの授業を通常の学級で受けながら、その子の状態に応じた必要な特別な指導を通級指導教室で受ける教育形態	週1時間～8時間 (障がいの特性に応じた自立活動)

学びの場とその対象です。

特別支援学級は2段目に書いてあります通り、小・中学校における少人数の学級です。交流など柔軟な学級経営も可能です。1学級の在籍児童生徒数は8人が上限となっており、本人の特性に応じた個別又は小集団での指導支援を行うため、特別支援学級で週9時間以上の指導を受けることとなっております。

特別支援学校は、さらにきめの細かい指導支援が必要な児童生徒が対象です。

通級による指導は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要としている児童生徒対象です。週1時間から8時間ということになっていますが、実際には、週1時間から2時間くらいの場合が多いようです。学習内容は、障がいの特性に応じた自立活動になります。週9時間以上の個別又は小集団での指導が必要な場合は、特別支援学級への入級をおすすめしていただきたいと思います。

## 学びの場と障がい種別 平成25年文科初第756号

学びの場	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
障がい種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい</li> <li>・聴覚障がい</li> <li>・知的障がい</li> <li>・肢体不自由</li> <li>・病弱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知的障がい</li> <li>・肢体不自由</li> <li>・病弱、身体虚弱</li> <li>・弱視</li> <li>・難聴</li> <li>○言語障がい</li> <li>○自閉症</li> <li>・情緒障がい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語障がい</li> <li>・自閉症</li> <li>・情緒障がい</li> <li>・弱視</li> <li>・難聴</li> <li>・学習障がい</li> <li>・注意欠陥 多動性障がい</li> <li>・肢体不自由</li> <li>・病弱身体虚弱</li> </ul>
関連法令 など	学校教育法第75条 学校教育法施行令 第22条の3	学校教育法第81条	学校教育法施行規則 第140条、141条

学びの場と障がい種別です。

福井県では、特別支援学級は、知的障がい、言語障がい、自閉症・情緒障がいの障がい種で開設されています。

通級による指導では、知的障がいの児童生徒は対象となっていません。

知的障がいの児童生徒は、障がいの特性や発達状態に応じた、特別の教育課程や指導法により、原則的に特別支援学級又は特別支援学校において指導することが適切とされています。

## 特別支援教育の場として（福井県の場合）

R2.5.1現在

### 特別支援学校(12校)

児童生徒数横ばい

盲学校 視覚障がい教育  
ろう学校 聴覚障がい教育  
盲ろう以外 知的障がい教育  
の特別支援学校 肢体不自由教育  
(10校) 病弱教育

### 公立小・中学校 (262校)

学級増

- 特別支援学級 (233校)  
知的障がい教育  
自閉症・情緒障がい教育  
言語障がい教育
- 通級指導教室 (135校)
- 通常の学級

就学先の決定は、市町の教育支援（就学指導）委員会  
本人や保護者への情報提供、意見聴取、専門家の意見聴取、  
学習環境等、総合的に判断

※特別支援学校12校は福大附属を含む

※R2年度福井県学校基本調査より  
小中学校262校は休校分含まず

6

特別支援教育が行われる場として、特別支援学校内、小・中学校内でご覧のような場が考えられます。

特別支援学校に在籍する児童生徒数は、ここ数年「横ばい」です。

一方、福井県内には、令和2年5月1日現在で公立小・中学校が「262校」ありますが、そのうち、「233校」に特別支援学級、「135校」に通級指導教室があり、ここ数年でかなり増加しました。

小・中学校で支援の必要な児童生徒が増えてきていることや、それに合わせて支援環境が少しずつ整ってきていることが伺えます。

## 特別支援教育の判断は？

- ◆市町の教育支援委員会(各分野の専門家により構成)が保護者の思い・考えを確認しながら、児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な教育の場を客観的に判断
- ◆必ずしも「医学的な診断」や「知能指数」が判断基準ではない

(例) 少人数の中で、情緒面や人間関係、コミュニケーション、こだわりなどの面に対し支援が必要

→ 特別支援学級の自閉症・情緒障がい判断

特別支援教育の判断についてです。

きめ細かな、手厚い支援が受けられるという理由で、「誰でも希望すれば、特別支援学校や特別支援学級に就学できる」というわけではありません。

原則として、医療や教育などの各分野の専門家によって構成される市町の教育支援委員会の判断が必要です。

教育支援委員会では、保護者の方の思いや考えを確認しながら、児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な教育の場を、客観的、総合的に考えて判断していきます。

必ずしも「医学的な診断」や「知能指数(IQなど)」だけが判断基準ではなく、本人にとって、どのような環境で、どのような内容の、どれくらいの指導支援が必要なのかということを考え、総合的に判断します。

例えば、知的には大きな遅れがなくても、少人数の中で、情緒面や人間関係、コミュニケーション、こだわりなどの面に対し支援が必要と考え、特別支援学級の自閉症・情緒障がいの判断になることもあります。



## 児童生徒を知る

### 的確な実態把握

- ・ 様々な観点から児童生徒を観察する。多方面から情報収集をする。「ここまではできる」「このような支援をすればできる」という見方で行うことが大切。
- ・ 諸検査、医学的所見、生育歴・家庭環境調査、前担任からの引継、交流学級の担任からの情報収集 等



**個別の教育支援計画**

**個別の指導計画**

**の作成**

特別支援教育は、児童生徒の教育的ニーズを把握することから始まります。

様々な観点から児童生徒を観察したり、関わる先生方や保護者から情報を収集したりして、「〇〇ができない」だけでなく、「ここまではできる」「このように支援をすればできる」という肯定的な見方で考えることが大切です。

また、諸検査の結果や医学的所見、診断、生育歴や家庭の様子、前担任からの引継ぎ、交流学級の担任の先生からの情報なども大切な実態把握の材料です。

それらを参考にして、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成していくことは、児童生徒の実態把握や共通理解、今後の支援の検討や見通しを持つためにも重要です。

# 個別の教育支援計画 個別の指導計画

10

ここで、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、お話しします。

## 個別の教育支援計画

- ▶ 家庭、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を行うために作成
- ▶ 必要な情報（服薬や手帳の有無、利用している福祉サービスなど）を保護者と共有する



11

「個別の教育支援計画」とは、他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画です。

家庭、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を行うために作成します。

必要な情報（服薬や手帳の有無、利用している福祉サービスなど）を保護者と共有したり、次の担当者に情報を引き継いだりするのにも有効です。

## 個別の指導計画

- ▶ 一人ひとりの障がいの状態や特性等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学校における指導目標や指導内容、方法を具体化する
- ▶ 学校が主体となり、保護者と連携、協力して作成
- ▶ 重要事項に絞って書くことから  
(すべての欄を埋めることより、優先事項を決めて指導支援をしていく)

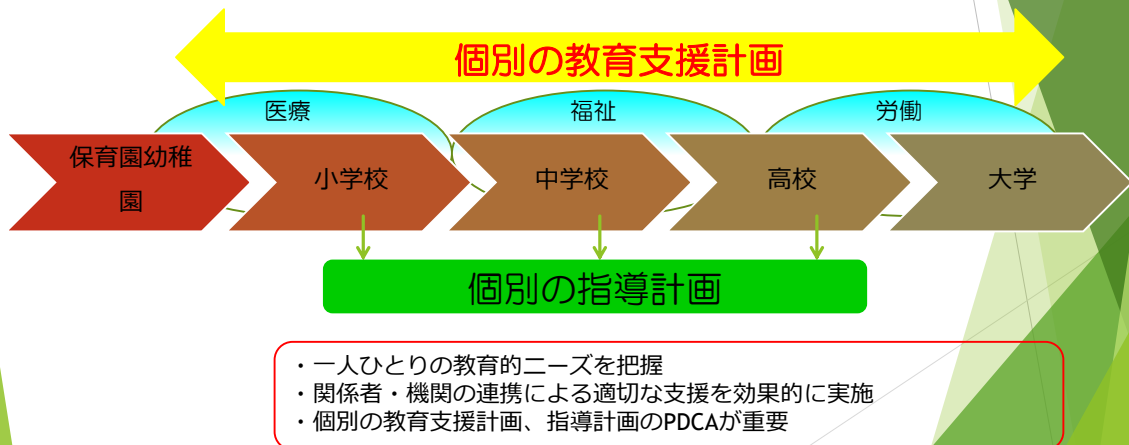


12

「個別の指導計画」は、実際の指導を行うためのきめ細かい計画で、一人ひとりの障がいの状態や特性等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学校における指導目標や指導内容、方法を具体的に考えます。

学校での指導・支援が主になりますので、学校が主体となり、保護者と連携、協力して作成します。

## 個別の支援計画



個別の教育支援計画と個別の指導計画の、対象とする機関や時期などのモデルです。

個別の教育支援計画は・・・医療、福祉、労働も含めた長期スパンの支援を見通して計画していきます。

個別の指導計画は、各発達段階ごとに定期的に作成、評価、見直しをするものです。

そして、各段階ごとに引継ぎをしていただき、新たな段階での作成の参考にしていただきたいと思います。

## 子育てファイル「ふくいっ子」 (県作成)



★福井県方式の支援ツール

★幼児期から大学・就労期まで活用可能

★特別支援学校は学校独自のものを使用しているところが多い

★ファイルは各校送付済。一部のデータはDL可。→「子育てファイルふくいっ子」で検索

14

福井県では、個別の教育支援計画や個別の指導計画の様式として、子育てファイル「ふくいっ子」をおすすめしています。

子育てファイルふくいっ子は、幼児期から大学・就労期にまで活用することができます。

ファイルは平成26年に改訂され、改訂版は送付済みなので、各校で保管されていることと思います。

ファイルの一部のデータは、福井県のホームページに載っていますのでダウンロードして利用可能です。

その他のデータなどについては、ファイルをコピーするなどしてご活用ください。  
【<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/fukuikko-file.html>】

# 「ふくいっ子」 基礎調査票

基礎調査票 学齢期用

児童の氏名 \_\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_\_ 性別 \_\_\_\_\_

記入者 担任・親・他 ( \_\_\_\_\_ ) 性別 男・女

項目	1-1				
	1	2	3	4	5
1. 人の話をすると最後まで聞ける(が良い)					
2. 通話を最後まで聞いて、感想を伝えようとしている(良い)					
3. 人の話を最後まで聞かない(悪い)					
4. 話の途中で話を聞かせる(悪い)					
5. 話の途中で話を聞かせる(悪い)					
6. 話の途中で話を聞かせる(悪い)					
7. 話の途中で話を聞かせる(悪い)					
8. 話の途中で話を聞かせる(悪い)					

合計: \_\_\_\_\_ 平均値: \_\_\_\_\_

項目	1-2				
	1	2	3	4	5
1. 他人の話をすると最後まで聞ける(が良い)					
2. 通話を最後まで聞いて、感想を伝えようとしている(良い)					
3. 話の途中で話を聞かせる(悪い)					
4. 話の途中で話を聞かせる(悪い)					
5. 話の途中で話を聞かせる(悪い)					
6. 話の途中で話を聞かせる(悪い)					
7. 話の途中で話を聞かせる(悪い)					
8. 話の途中で話を聞かせる(悪い)					

合計: \_\_\_\_\_ 平均値: \_\_\_\_\_

引用文献： 基礎調査「子どもから大人まで読んで、育てる基礎知識のたね」(編者) 講談社

評価シート 学齢期用

記入日 年 月 日 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_

性別 男・女 \_\_\_\_\_

学年 \_\_\_\_\_

学年 \_\_\_\_\_

記入者 担任・親・他 ( \_\_\_\_\_ )

項目	1	2	3	4	5
I-1 対人関係・社会性					
I-2 コミュニケーション能力					
I-3 興味・関心					
I-4 不注意(注意欠陥)					
I-5 多動性					
I-6 衝動性					
I-7 読解力					
I-8 算数					
I-9 国語					
I-10 行動・態度(1)					
I-11 行動・態度(2)					

引用文献： 基礎調査「子どもから大人まで読んで、育てる基礎知識のたね」(編者) 講談社

ふくいっ子ファイルの中で、小・中学校でよく使われるページについて、ご紹介いたします。

これは、基礎調査表のページです。

4区分16項目について、児童生徒の実態を分析できるようになっています。

日常生活をサポートするために、本人の行動や状況を把握することがねらいとなっています。

それぞれの項目で点数をつけ、その平均を出します。それを、「この」レーダーチャート表に付けると、児童生徒の特性が見えてきます。

## 「ふくいっ子」 基礎調査票

学期用

発達状況シート

記入日	年 月 日	記入機関・記入者
I-1	対人関係・ 社会性	
I-2	コミュニケーション 能力	
I-3	興味・関心・意欲	
II-1	学習意欲 (読書活動)	
II-2	多様な 職業性	
III	認知・理解 学習意欲・読解力	
IV	行動・体験	
発達障害が疑われること (発達・行動・学習・生活)		
発達障害が疑われること (学習・生活)		
発達障害が疑われること (行動・生活)		

※発達障害：児童生徒が「発達障害」であると判断し、適切な支援が必要であると判断した場合に記入してください。

— 55 —

★特記事項を記述式で記入することも可能

★基礎調査表と併せて、移行支援にも有効

基礎調査表の最後についている、発達状況シートです。

1ページに、各項目の特記事項をまとめることができます。

基礎調査表と併せると、児童生徒の実態をよくつかむことができるので、移行支援にも有効です。

# 「ふくいっ子」 個別の教育支援計画、指導計画

個別の指導（支援）計画シート 小・中学校用

＜プロフィールシート＞  
 大牟田市立大牟田市小学校 平成24年度 2学期 児童の支援状況 進級による指導

学年 平成24年12月10日 記入者 大牟 正志 (担任)

氏名	ふくい 555	性別	男	学年	1年	2学期	大牟 正志
氏名	梅井 大樹	性別	男	学年	1年	2学期	大牟 正志

【指導計画】

1. 児童の状況  
 梅井 大樹 男 1年 2学期 大牟 正志

2. 指導計画  
 1. 学習態度  
 2. 学力  
 3. 生活態度

3. 指導内容  
 1. 国語  
 2. 算数  
 3. 社会  
 4. 理科  
 5. 音楽  
 6. 体育  
 7. 総合

4. 指導方法  
 1. 個別指導  
 2. 小グループ指導  
 3. 大グループ指導

5. 指導の留意点  
 1. 学習意欲の向上  
 2. 学習習慣の定着  
 3. 生活習慣の定着

6. 指導の成果  
 1. 学習意欲の向上  
 2. 学習習慣の定着  
 3. 生活習慣の定着

7. 指導の振り返り  
 1. 指導計画の進捗状況  
 2. 指導の効果  
 3. 指導の課題

個別の指導（支援）計画シート 小・中学校用

＜指導・支援シート＞

指導 支援

1. 指導の目的  
 2. 指導の目標  
 3. 指導の計画

4. 指導の経過  
 5. 指導の結果

6. 指導の振り返り

7. 指導の成果

8. 指導の課題

9. 指導の留意点

10. 指導の協力者

11. 指導の記録

12. 指導の報告

13. 指導の連絡

14. 指導の相談

15. 指導の支援

16. 指導の協力

17. 指導の参加

18. 指導の協力

19. 指導の参加

20. 指導の協力

21. 指導の参加

22. 指導の協力

23. 指導の参加

24. 指導の協力

25. 指導の参加

26. 指導の協力

27. 指導の参加

28. 指導の協力

29. 指導の参加

30. 指導の協力

31. 指導の参加

32. 指導の協力

33. 指導の参加

34. 指導の協力

35. 指導の参加

36. 指導の協力

37. 指導の参加

38. 指導の協力

39. 指導の参加

40. 指導の協力

41. 指導の参加

42. 指導の協力

43. 指導の参加

44. 指導の協力

45. 指導の参加

46. 指導の協力

47. 指導の参加

48. 指導の協力

49. 指導の参加

50. 指導の協力

51. 指導の参加

52. 指導の協力

53. 指導の参加

54. 指導の協力

55. 指導の参加

56. 指導の協力

57. 指導の参加

58. 指導の協力

59. 指導の参加

60. 指導の協力

61. 指導の参加

62. 指導の協力

63. 指導の参加

64. 指導の協力

65. 指導の参加

66. 指導の協力

67. 指導の参加

68. 指導の協力

69. 指導の参加

70. 指導の協力

71. 指導の参加

72. 指導の協力

73. 指導の参加

74. 指導の協力

75. 指導の参加

76. 指導の協力

77. 指導の参加

78. 指導の協力

79. 指導の参加

80. 指導の協力

81. 指導の参加

82. 指導の協力

83. 指導の参加

84. 指導の協力

85. 指導の参加

86. 指導の協力

87. 指導の参加

88. 指導の協力

89. 指導の参加

90. 指導の協力

91. 指導の参加

92. 指導の協力

93. 指導の参加

94. 指導の協力

95. 指導の参加

96. 指導の協力

97. 指導の参加

98. 指導の協力

99. 指導の参加

100. 指導の協力

個別の教育支援計画、指導計画のページです。

たくさんの記入項目があるかと思いますが、まずは重要事項、優先事項に絞って書くことから始めていただきたいと思います。

しかし、長期目標、短期目標、指導・支援の具体的内容と役割分担などは必ず記入するようにしてください。

個別の教育支援計画や指導計画には、簡易版もございます。

特別支援学級在籍また、通級による指導を受けている児童生徒は、この通常版を使っていただきたいですが、通常学級に在籍する支援を必要とする児童生徒については簡易版を使うことも可能です。

# 教育課程

18

次に、特別支援学級の教育課程について説明します。

## 特別支援学級とは (P2)

- ◆ 特別な配慮のもと、能力や個性に応じた適切な教育を行う
- ◆ 1学級 1～8人
- ◆ 通常の学級との交流学习及び共同学習を行う場合  
週9単位時間以上、特別支援学級において指導  
※ 8時間以下の場合、通常の学級において指導  
通級による指導などで指導・支援

19

特別支援学級とは、先ほど申しましたように、特別な配慮のもと、能力や個性に応じた適切な教育を行う場です。

1学級1～8名で構成されます。

週9時間以上の、特別支援学級での指導を受けることとなっております。

## 特別な教育課程 (学校教育法施行規則第138条)

- ▶ 基本は小・中学校の目的および目標を達成する
- ▶ しかし、小・中学校の教育課程をそのまま適応することは必ずしも適当でない場合がある。

- 「自立活動」取り入れる
- 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える
- 知的障がい特別支援学校の各教科に替える  
→学級（知的障がい）の判断 必要

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成

特別支援学級における特別な教育課程の特徴です。

基本的には、小・中学校の通常学級の教育内容・方法を適用しており、その目的及び目標を達成することとしています。

しかし、小中の教育課程をそのまま適応することは必ずしも適当でない場合は、**特別な教育内容・方法**を実施します。

それらは、自立活動、下学年の目標や内容、特別支援学校の内容などです。

これらの教育課程作成の参考となるのも、個別の教育支援計画、指導計画です。

## 学級の障がい種別と対象について

### ▶ 知的障がい

<対象> (P3)	<指導・支援内容> (P7-9)
記憶、推理、判断などの知的機能の発達に遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態で、知的な面での支援・配慮が必要な児童生徒	<ul style="list-style-type: none"><li>• 必要に応じて知的障がいの特別支援学校の教育内容を参考</li><li>• 個に応じた実生活に役立つ内容 体力づくり 基本的な生活習慣の確立 言葉や数 各教科・・・生活（1～6年）、国語、算数、音楽、図工、体育</li><li>生活技能 社会生活や職業生活に必要な知識・技能 <b>（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習）</b></li><li>• 自立活動</li></ul>

21

特別支援学級の障がい種別と対象、そして指導・支援内容の詳細です。

まず、知的障がいについてです。

知的障がい児への指導では、必要に応じて知的障がいの特別支援学校の教育内容を取り入れます。

具体的には、教科等を合わせた指導である日常生活の指導や生活単元学習を行っている学校が多いです。

中学校においては、働く学習の一環として、作業学習に取り組んでいる学校もあります。

また、自立活動も行います。自立活動については、後ほど詳しくお伝えいたします。

## 学級の障がい種別と対象について

### ▶ 自閉症・情緒障がい

<対象> (P4)	<指導・支援内容> (P6)
①自閉症などの児童生徒 ②情緒の現れ方の偏り、自分の意志ではコントロールが困難で学校生活や社会生活に支障となる状態にある児童生徒	• 通常の学級と同じ教科等の学習 (準じた教育課程)  • 自立活動 • 心理的安定や集団参加 情緒安定のための指導、人間関係の築き • 言語の理解と表出方法 • 決まりやルールに関する指導 • 場に応じた適切な行動の指導 (ソーシャルスキルトレーニング)

次に、自閉症・情緒障がいについてです。

対象は、①自閉症などの児童生徒 ②情緒の現れ方の偏り、自分の意志ではコントロールが困難で学校生活や社会生活に支障となる状態にある児童生徒です。

指導・支援では、基本的に通常学級と同じ教科を学習します。  
自立活動を行うことが特徴です。

## 学級の障がい種別と対象について

### ▶ 言語障がい

<対象> (P5)	<指導・支援内容> (P6)
①発音が不明瞭な児童生徒 ②音声言語のリズムがスムーズでない児童生徒	• 通常の学級と同じ教科等の学習 (準じた教育課程) • 自立活動 • 関係づくり • 個に応じた発音練習、話し方等の指導 • グループ指導

23

最後に言語障がいです。

対象は、①発音が不明瞭な児童生徒、②音声言語のリズムがスムーズでない児童生徒です。

こちらも、基本的に通常学級と同じ教科を学習しますが、その子の状況に合わせて自立活動も行います。

話す、聞く等の言語機能を高めるために、個に応じた発音練習や話し方の指導などを行います。

個別やグループ指導など、関係づくりも含めて、いろいろな学習形態を取り入れます。

## 特別支援学級の教育課程・・・自立活動

➤ 「自立活動」の設定 →p10～11

6区分27項目

- ・個々の児童生徒が自立をめざし、障がい等による学習上または生活上の困難を改善・克服しようとする取り組みを促す教育活動

→学習指導要領 自立活動の解説書参考

- ・学校の教育活動全体において
- ・「自立活動の時間における指導」を特設

24

続きまして、自立活動について説明します。

自立活動とは、個々の児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導となっており、心身の調和的発達をねらいとした活動のことです。その指導項目は、6区分27項目で構成されています。

自立活動は、学校の教育活動全体をとおして行ったり、特定の時間を設けて行ったりします。自情学級は、自立活動の指導の時間を、時間割内に設けていただきたいです。

## 自立活動

区 分	項 目
1 健康の保持	① 生活のリズムや生活習慣の形成 ② 状態の理解と生活管理 ③ 身体各部の状態の理解と養護 ④ 特性の理解と生活環境の調整 ⑤ 健康状態の維持・改善
2 心理的安定	① 情緒の安定 ② 状況の理解と変化への対応 ③ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲
3 人間関係の形成	① 他者とのかかわりの基礎 ② 他者の意図や感情の理解 ③ 自己の理解と行動の調整 ④ 集団への参加の基礎
4 環境の把握	① 保有する感覚の活用 ② 感覚や認知の特性への理解と対応 ③ 感覚の補助及び代行手段の活用 ④ 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動 ⑤ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成
5 身体の動き	① 姿勢と運動・動作の基本的技能 ② 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ③ 日常生活に必要な基本動作 ④ 身体の移動能力 ⑤ 作業に必要な動作と円滑な遂行
6 コミュニケーション	① コミュニケーションの基礎的能力 ② 言語の受容と表出 ③ 言語の形成と活用 ④ コミュニケーション手段の選択と活用 ⑤ 状況に応じたコミュニケーション

25

学習指導要領にある、「6区分27項目」を示しています。

この項目を参考に、自立活動の内容を考えていただきたいです。

あくまでも、例ですが、  
 肢体不自由のあるお子さんなら、「身体の動き」に関する内容。  
 難聴のお子さんなら、「環境の把握」に関する内容。  
 自閉症のお子さんなら、「コミュニケーション」に関する内容。

を中心に、指導内容を考えていきます。

## 自立活動の内容 <例>

- ▶ 集中力を高める指導
- ▶ 決まりを理解し、守るための指導
- ▶ 指示を理解するための指導
- ▶ 発音や話し言葉の流暢性を改善する指導
- ▶ コミュニケーションに関する技能等の指導
- ▶ 文章の理解や書字の能力を高める指導
- ▶ 数概念や位置や空間を把握する能力を高める指導

26

自立活動の内容の例です。

これらの内容は、授業内だけにとどまるのではなく、学校生活、そして家庭生活でも大切なことです。

児童生徒にかかわる者同士の連携を密にしていきたいと思います。

## 自立活動

### ▶ 自己理解を促すために

得意なことや苦手なことを、引き出しの出具合によって視覚的に分かるようにして、自己理解を促す。

### ▶ ソーシャルスキルトレーニング

状況を示した絵カードでその立場の人の気持ちを考えたり、よい行動を示し、ロールプレイすることで、身につけるようにする。



脳の引き出し

作：長畝小馬田美紀先生

27

自己理解を促す指導やソーシャルスキルトレーニングなども行います。

## 通級による指導 教育課程(P30～43)

- ▶ 特別な教育課程を編成（教育課程の届け出）  
→個別の指導計画の作成
- ▶ **自立活動が中心** = 障がい等の改善・克服が目的
- ▶ 特に必要があるときは「教科の補充の指導」もできる
- ▶ **週1～8単位時間まで**
- ▶ 学習障がいおよび注意欠陥多動性障がいの場合は、月1単位時間程度でもよい

28

次に、通級による指導の教育課程です。

通級指導も、特別な教育課程を編成するので、教育課程の届け出をしなければなりません。

また、個別の指導計画の作成も必要です。

**指導内容は、障がい等の改善・克服を目的としての自立活動が中心となります。**  
平成28年度までは、特に必要があるときは「教科の補充の指導」もできるということでしたが、新学習指導要領から教科の補充を通級による指導では行えなくなりました。

通級による指導では、教科の題材を使ってもよいですが、必ず児童生徒の障がいの状況に応じた自立活動としての指導をしてください。

指導時間は**週1～8単位時間までですが**、学習障がいおよび注意欠陥多動性障がいの場合は、指導による効果が見られることもあるため、月1単位時間程度でもよいとされています。

## 日々の指導

29

これまで、就学や教育課程などのことについて、お話ししてきましたが、次に、実際の日々の指導についてお話しします。

## 特別支援学級に在籍する児童生徒

生活年齢の違い

発達年齢の違い

習熟度の違い

**在籍数は少ないが個々人の差が大きい**

<指導方法、教材・教室環境の工夫>

**個別と集団指導 自学課題 教材収集 通常への交流**

・ 1時間の持ち方→教科ごとにパターン化も効果的

一斉指導（導入）、ドリル学習、カードの活用

**教室環境 全校での時間割編制等**

30

特別支援学級の教育のあり方は、個々の状況に合わせた柔軟な教育といえます。

特別支援学級は、生活年齢、発達年齢、習熟度の違う児童生徒が同じ学級で学ぶため、在籍数は少ないですが、個々人の差が大きいです。

「個別」と「集団」、「様々な教材や学習の場」など、指導方法、教材なども様々で、いろいろな工夫が考えられます。

# 授業

教科の学習 = 基礎的・基本的な学力の定着

各教科等を合わせた指導

…知的障がい特別支援学校の学習指導要領参考

・生活単元学習・日常生活の指導・作業学習

= 体験的な活動

↓  
**コミュニケーションの力**  
**社会性** = 自立活動などを通して

<※知的障がいのない児童生徒>  
・自立活動、生活科・総合  
などで工夫しながら対応

↓  
**生きる力を身につける**

31

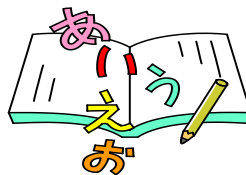
授業では、教科の学習として、基礎的・基本的な学力の定着を図ります。

また、体験的な活動を大切にしながら、教科等を合わせた指導を行い、コミュニケーション力や社会性の向上を図ります。

そして、生きる力を身につけることを目指します。

知的障がいがない児童生徒については、自立活動、生活科・総合などで工夫しながら対応します。

## 各教科の指導



- ①国語の指導
- ②算数の指導など

- ・学年の内容をこなすより、児童生徒にあった内容から
- ・つまずきをさぐりながら、できるところから
- ・児童生徒の認知特性を考えた教材・教具の工夫必要
- ・「分かる」「できる」という喜びを大切に
- ・下学年の教材使用には、配慮も必要
- ・検定教科書の他に、知的障がいの児童生徒には  
文部科学省著作教科書、一般図書を使用することができる

32

各教科での指導では、同学年の内容を同じペースで学習していくことが好ましいですが、児童生徒の負担加重にならないように、それぞれに合った内容を学習していくことが望ましいです。分からないまま、先に進むより、確実に、着実にできることを増やしていくことが大切です。

特別支援学級での教科の指導では、つまずきの原因を探り、無理なくできることから取り組んでいきます。

時には、下学年の教材も使用し、復習も兼ねながら、着実な力の定着を目指します。

また、児童生徒の認知特性(見え方、理解の仕方)を考えた、教材・教具を工夫し、「分かる」「できる」という喜びを大切にされた指導支援を行います。

「分かる」「できる」喜びが次の学習意欲の向上につながり、学習意欲と学習成果のよいスパイラルが生まれるようにします。

教科書については、後でお話します。

## 生活単元学習（P9,P13）

- ▶ 児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために一連の活動を組織的に経験することにより、**自立的な生活に必要な事柄を実際総合的に学習する形態**
  - 総合的な学習の時間との違い
  - 教科等を合わせた指導

33

生活単元学習とは、知的障がいがある児童生徒に対して行われ、

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために一連の活動を組織的に経験することにより、自立的な生活に必要な事柄を実際総合的に学習する形態となっています。

探究的な学習をとおして、よりよく課題を解決していこうとする総合的な学習の時間と区別され、教科等を合わせた指導の1つとして生活上の様々な力を高めるために行われます。

## 生活単元学習の例

- ▶ **校外学習**・・・金銭・交通機関や施設利用・地図・  
時計・マナー・ルール・社会性など  
(お花見・バーベキュー・レストラン・映画館・  
スキー&そり・買い物・公共施設・電車やバスの利用)
  - ▶ **畑作り**・・・自然との触れ合い・季節感・勤労奉仕
  - ▶ **調理学習**・・・レストラン活動・畑の収穫祭
  - ▶ **ブロックの行事**・・・体育大会・合宿・合同学習会等の  
事前・事後学習
- ＜総合的な学習＞ = 生活単元学習の発展形  
(レストラン活動・ふれあい交流会)

34

生活単元学習の例です。

所属するブロックによっては、合宿学習や地域の特別支援学級合同の体育大会などがあり、その事前・事後学習にも取り組みます。

## 交流及び共同学習 (p22～24)

- ▶ 交流・・・一緒に活動する中で、相互のふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくむ
  - ▶ 共同学習・・・教科のねらいの達成→合理的配慮
  - ▶ 形態
    - ① 授業を中心として
    - ② 行事を中心として
    - ③ 学校間
    - ④ 地域
- ・管理職の理解
  - ・関係者の理解
  - ・研修の実施
  - ・通常学級への理解啓発

35

交流は、他校と行うこともありますが、学校内でも「交流及び共同学習」として通常の学級の児童生徒とも交流します。

交流とは、一緒に活動する中で、相互のふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とし、

共同学習では、共に学習することで教科のねらいの達成を図ります。このときに、必要となる支援や配慮を**合理的配慮と呼びます。**

交流の形態としては、授業や学校・学年行事などとおした、学校内での交流  
小中連携を図った交流活動や近隣の小中学校、特別支援学校との学校間での交流

将来、社会の中で生活していくために必要な知識、技能を身につけたり、社会のきまりを学んだりする買い物学習や校外学習などの地域での交流学習 があります。

## 時間割（P21）

- ▶ 交流に行く場合、交流学級との時間合わせ
- ▶ 時間割編成会議等で配慮してもらうためにも、事前に校内の理解が必要
- ▶ 交流の内容や頻度、目標などは、関係する先生方や保護者とよく相談し、必要に応じて見直し、変更

36

これらの学習を含めた時間割は、児童生徒の学年や実態、教育的ニーズに合わせて様々で、同じ学級でも少しずつ異なってきます。

交流に行く場合は、交流学級との時間合わせや情報交換なども欠かすことができず、時間割変更など、気を張ることも多いかと思います。

このように、時間割を柔軟に組むためには、時間割編成会議等で配慮してもらうことも必要で、そのために事前に校内の理解を図ることが大切です。

また、交流の内容や頻度、目標なども、関係する先生方や保護者とよく相談し、必要に応じて見直し、変更していきます。

## 小学校特別支援学級（知的障がい）の時間割例

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	算数	国語	算数	国語	国語
3	体育	生活単元 学習	体育	生活単元 学習	音楽
4	自立活動		図工		図工
5	国語	算数	道徳	音楽	総合的な 学習の時間
6		総合的な学習の時間	クラブ・委員会	算数	

- ・各教科については、知的障がい特別支援学校の内容を導入。
- ・図画工作や音楽などを交流学級で指導を受けることもある。

37

交流も含めた時間割の例です。

知的障がいの特別支援学級の場合、「日常生活の指導」や「生活単元学習」があるのが特徴です。

各教科については、児童生徒の状況に合わせて、知的特別支援学校の内容を導入することもあります。

## 中学校特別支援学級（知的障がい）の時間割例

	月	火	水	木	金
1	数学	国語	数学	国語	数学
2	音楽	社会	理科	社会	国語
3	作業学習	生活単元	道徳	生活単元	音楽
4	作業学習	生活単元	国語	生活単元	職業・家庭
5	英語	保健体育	美術	保健体育	音楽
6		総合的な学習の時間	委員会	学活	英語

- ・各教科については、知的障がい特別支援学校の内容を導入。
- ・保健体育、音楽、美術については、担任以外の各教科担当教員が授業を担当したり、交流学級で指導を受けたりすることもある。

38

中学校の知的障がい特別支援学級の時間割の例です。  
 中学校になると、担任以外の教科担当教員が授業を受け持つこともあります。  
 小学校にはなかった作業学習があります。

## 小学校特別支援学級（自閉症・情緒障がい・言語障がい）の時間割例

	月	火	水	木	金
1	国語	算数	国語	算数	国語
2	算数	国語	算数	国語	算数
3	体育	図工	体・家	社会	理科
4	理科	音楽	家庭	外国語活動	学活
5	自立活動				総合的な 学習の時間
6		社会	クラブ・委員会	道徳	

- ・自立活動を帯状に設定。  
社会、理科、体育、音楽のうち各1時間を自立活動としている。
- ・図画工作、家庭、外国語活動、総合的な学習の時間を交流学級で受けることもある。

39

自閉症・情緒障がいの特別支援学級の場合は、通常の学級と教科は似ていますが、「自立活動」の時間に特徴があります。

この時間割例の場合は、月曜日から木曜日の5時間目に自立活動を設けています。

自立活動の時間は、教科の時間数に偏りがないように設定され、この時間割の場合は社会、理科、体育、音楽のうちの各1時間を自立活動の時間としています。

## 中学校特別支援学級（自閉症・情緒障がい・言語障がい）の時間割例

	月	火	水	木	金
1	国語	理科	国語	国語	英語
2	数学	保健体育	理科	保健体育	社会
3	社会	道徳	英語	数学	数学
4	自立活動	自立活動	技・家	自立活動	音楽
5	英語	美術	保健体育	理科	総合的な学習の時間
6		総合的な学習の時間	委員会	社会	総合的な学習の時間

- ・国語、数学、選択のうち各1時間を自立活動としている。
- ・音楽、美術、総合的な学習の時間を交流学級で受けることもある。その他、担任が免許のある教科を指導し、他の教科は教科担当教員が授業をする。

40

同じく、中学校での時間割例です。小学校と同じく、自立活動の時間が設けられています。

教科の指導では、担任が免許のある教科を指導し、他の教科は教科担当教員が授業をすることもあります。

もちろん交流学級で授業を受けることもあります。

私が以前担任をしていた学級でも、たくさんの教科で交流に出ている生徒もおりました。

交流の内容や頻度などについては、本人の状況や願いを踏まえて、保護者の方と学校とで相談して決めていきます。

もちろん、状況に応じての変更も可能です。

## 時間割

一覧表にして  
わかりやすく

H22時間割

		月	火	水	木
朝の会		読書タイム	読書タイム	集会	ワールド
1	A	生活	体育	3-2図工	国語
	B	生活	体育	生活	国語
	C	3-2算数	体育	生活	国語
	D	生活	体育	生活	国語
	E	生活	体育	生活	国語
	F	生活	体育	生活	国語
2	A	3-2体育	音楽	3-2図工	算数
	B	3-1 体育/ 4 生活	音楽	3-1 図工	算数
	C	3-2体育	音楽	国語	算数
	D	生活	音楽	国語	算数
	E	生活	音楽	体育	算数
	F	生活	音楽	体育	算数
3	A	国語	国語	国語	図工
	B	国語	国語	国語	3-1 体育
	C	国語	3-2社会	国語	図工
	D	4-1 体育	国語	国語	図工
	E	4-1 体育	国語	国語	図工
	F	国語	国語	国語	図工
4	A	算数	算数	算数	図工
	B	算数	算数	算数	図工
	C	3-2社会	3-2算数	算数	3-2算数

これは、児童別に、いつの時間に、何をどこで学習しているか示した時間割です。

例えば、月曜日の1時間目は、C児は3-2で算数の授業に参加していることが分かります。

学級担任として、在籍する全ての児童生徒の所在と学習内容を確認しておくことが大切です。

## 特別支援教育における教科書(p28、29)

- ▶ 検定教科書  
(拡大教科書もあり)
- ▶ 文部科学省著作教科書
- ▶ 一般図書 (附則 9 条)

8月ごろに次年度の教科書を選ぶ  
教科ごとに検定教科書と一般図書はどちらか 1冊

次に、特別支援教育における教科書についてです。先ほどお話したように、主に3つの種類があります。

1つ目は、その学校が所在する採択地区の当該学年あるいは下学年の検定教科書です。視覚障がい児用に、拡大教科書もあります。

2つめは、文部科学省が障がいに対応して作成した「文部科学省著作教科書」です。知的障がい児への著作教科書として、国語、算数、数学、音楽、聴覚障がい児への教科書として、言語指導、音楽、中学部の言語があります。各著作教科書は、星の数などで段階を示しています。

3つ目ですが、授業では、市販の児童図書などを教材として使うこともあります。もちろん教科書としてふさわしいものを調査して作成した「一般図書選定資料」から選びますが、これらを、一般図書と呼んでいます。

検定図書、文部科学省著作教科書、一般図書は、各教科、段階ごとにいずれか1点のみを受け取ることができます。どの教科書を使うかは、保護者と相談し、同意を得た上で決めていただきたいと思います。




また、決めたとってもすぐに対応できることではありませんので、各校の担当者、市町の教育委員会とよく連絡・相談をお願いします。

★ 検定教科書の例 <国語>

▼ぶんをつくりましょう。おわりに、まるをつけましょう。

ぶんのおわりには、まる(○)をつけます。

ひまわりがさく。




ぶんをつくろう

きつねがはしる。

ぶたが

さるが

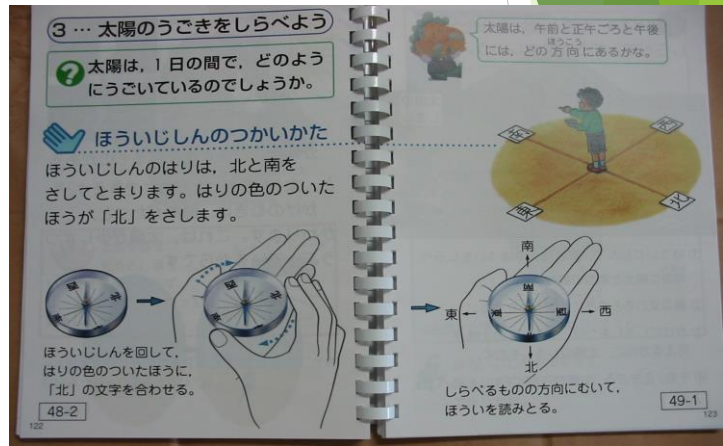
きつねがはしる。

通常の学級で使われている検定図書の一部です。  
 小学校1年生の国語になります。

## ★ 特別支援教育における教科書

- ▶ 検定教科書
- ▶ (拡大教科書 – 視覚障がい児用)

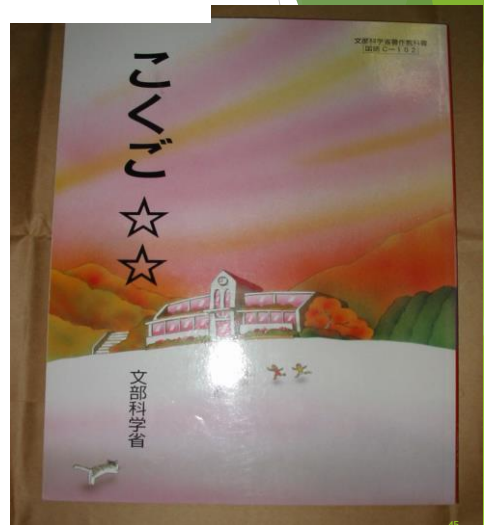
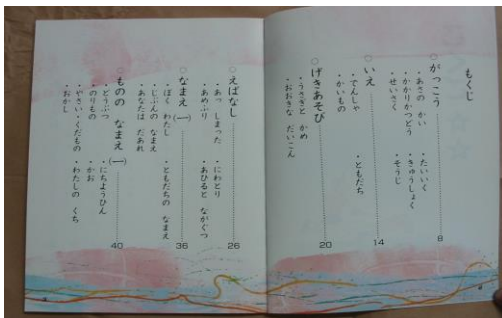


検定教科書の一部です。

検定教科書には内容を拡大して表記した拡大教科書もあり、視覚障がい児や発達障がい児、学習障がい児への指導支援に使われます。

## ★ 特別支援教育における教科書

- ▶ 文部科学省著作教科書  
(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい)



文部科学省著作教科書の一部です。

学習段階を☆の数で表しています。

国語、算数(数学)、音楽には、☆の数が1つから5つまであります。

# ★ 一般図書の例 <国語>




次に、一般図書の例です。  
 こちらは国語の教科書で、たくさんの言葉が載っています。




# ★ 一般図書の例 <書写>

「赤・青・白・花」  
**36** まとめの れんしゅう  
※このページは、復習のページです。


月 日 分 間  
 名 前




あ  
か  
  
い  
  
い




あ  
お  
  
目  
  
め




し  
ろ  
  
糸  
  
いと




あ  
お  
  
  
  
は  
な




あ  
か  
  
い  
  
車  
くるま



あ  
お  
  
い  
  
海  
うみ



し  
ろ  
  
い  
  
雪  
ゆき

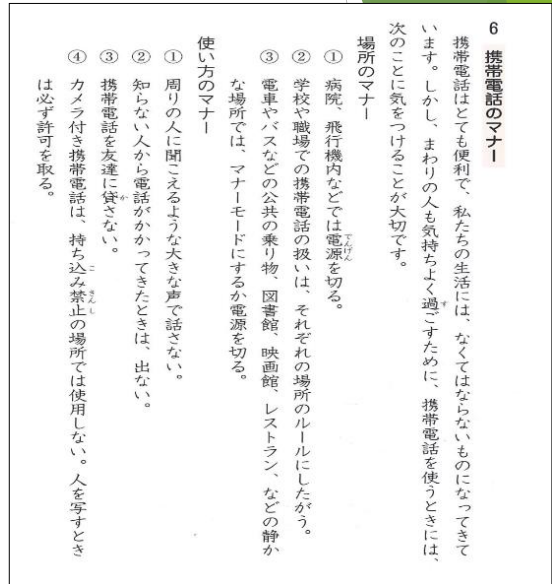
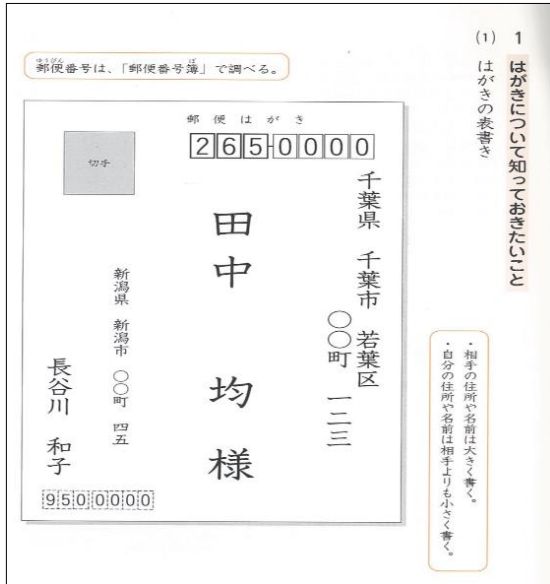


し  
ろ  
  
い  
  
  
は  
な

48

同じような教科書で、漢字の学習ができるものもあります。  
 児童生徒の状況によって、学ぶ内容や目標を考えていきます。

## ★ 一般図書の例 <国語>



一般図書は、幅広い段階や内容に対応しています。

これは、小学校高学年から中学生対象の国語の一般図書です。  
携帯電話のマナーやはがきの書き方など、大人でも少々難しいことがしっかりと載っています。

とても実生活に活かされる内容になっています。

★ 検定教科書の例 <算数>

**7 ひきざん(1)** のこりはいくつ  
ちがいはいくつ

のこりはいくつ



のこりは  びき



3にん かえると  にん

**1**  8こ

3こ たべると、なんこ のこりますか。

しき  $8 - 3 = 5$  こたえ 5こ  
「8ひく3は5」

**2**  6わ

2わ とんでいくと、のこりはなんわになりますか。

しき  $6 - 2 = \square$  こたえ  わ

8-3や 6-2のような けいさんをひきざんと いいます。

**3**  7まい

5まい つかうと、なんまいのこりますか。

次に、検定教科書の1年生の算数の教科書の一部です。

★ 一般図書の例 <算数>

7 - 5

バナナが 7ほん  
5つ たべたら のこりは いくつ?

後者の展開

①「7-5」型について学習する。  
②7は、5のかんづめタイルと、2のくっつきタイル。ひっくり返して2と5にして、5をとる。2がのこって、それが答えになる。  
③タイルの動きになれたら、9-5、8-5、6-5をタイルでやる。  
④式を見てタイル、タイルを見て式にかえる練習をする。

54

9 - 6

キャラメルが 9こ  
6つ たべたら のこりは いくつ?

後者の展開

①「9-8」「8-6」型について学習する。  
②9は、5のかんづめタイルと、4のくっつきタイル。6は5と1だから、左手で1をとり  
③両手を使わないで、片手でいちどに6（5のかんづめタイルと1タイル）をとってもよい  
④つぎの「7-3」型に入る前に5の分解の練習をやる。


55


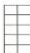
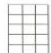
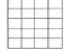
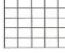
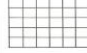
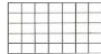
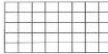

そして、こちらは一般図書の教科書の例です。  
イラストや図などで分かりやすくし、また、1ページに載っている情報量を少なくするなどの工夫がされています。

★ 一般図書の例 <算数>


かけざん九九をおぼえよう


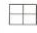
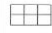
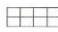
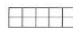
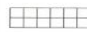
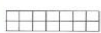
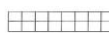

5のだん



$5 \times 1 = 5$ <small>ご いち が 五</small> 	$5 \times 2 = 10$ <small>ご に じゅう</small> 	$5 \times 3 = 15$ <small>ご さん じゅうご</small> 
$5 \times 4 = 20$ <small>ご し にじゅう</small> 	$5 \times 5 = 25$ <small>ご ご にじゅうご</small> 	$5 \times 6 = 30$ <small>ご ろく さんじゅう</small> 
$5 \times 7 = 35$ <small>ご しち さんじゅうご</small> 	$5 \times 8 = 40$ <small>ご は じゅう</small> 	$5 \times 9 = 45$ <small>ご く じゅうご</small> 

2のだん



$2 \times 1 = 2$ <small>に いち が に</small> 	$2 \times 2 = 4$ <small>に に じゅう が し</small> 	$2 \times 3 = 6$ <small>に さん が ろく</small> 
$2 \times 4 = 8$ <small>に し が はち</small> 	$2 \times 5 = 10$ <small>に ご じゅう</small> 	$2 \times 6 = 12$ <small>に ろく じゅうに</small> 
$2 \times 7 = 14$ <small>に しち じゅうし</small> 	$2 \times 8 = 16$ <small>に はち じゅうろく</small> 	$2 \times 9 = 18$ <small>に く じゅうはち</small> 

50 51

こちらは、かけ算の学習のページです。  
イラストや図で分かりやすく、特徴を捉えています。

# ★ 一般図書の例 <数学>

🔵 今週の天気


今日は火曜日です。インターネットで今週の天気を調べました。

週間天気	日	月	火	水	木	金	土
天気							
気温(℃)	21 11	17 12	15 10	16 11	17 11	19 12	25 15
降水確率(%)	—	—	—	100	80	10	0
降水量(mm)	0	2	55				

① 今日も雨が降っています。土曜日の体育祭は予定どおりできるでしょうか。

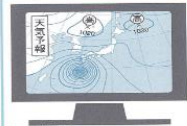
② 木曜日、降水確率80%と書いてあるけれど、雨は降るのでしょうか。

③ 昼と夜の温度差が大きいのは、どんな天気の日でしょうか。



○ 記録的な大雨や、1年間の降水量の合計などを、調べてみましょう。

🔵 台風



台風情報をお知らせします。

- ・台風5号は、まもなく鹿児島に上陸する模様です。
- ・中心の気圧は94.0hPa
- ・風速25m/Sの範囲は半径30km
- ・20km/hの速度で北東の向きに進んでいます。
- ・各地の、警報・注意報は……

※hPaはヘクトパスカルと読みます。

※1気圧は1,013hPaのことです。

※台風はその大きさや強さによって、表現されます。

階級	直径15m以上の半径(km)
大型	500～800未満
超大型	800以上

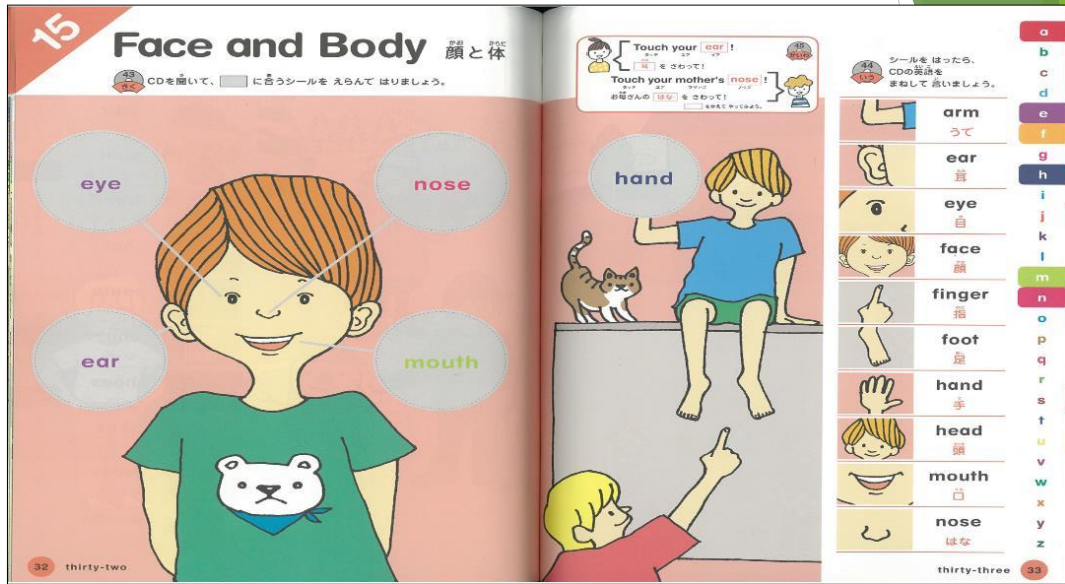
階級	最大風速(m/s)
強い	33～44未満
非常に強い	44～54未満
猛烈な	54以上

○ 「超大型」で「猛烈な」台風とは、どんな台風か、考えてみましょう。

算数にも、いろいろな段階の内容があり、こちらは数学の一般図書です。  
先ほどの中学生向けの国語の一般図書のように、生活の中で目にする数を取り上げています。

このページは天気に関する情報が載っています。  
生活費の計算や買い物場面など、実生活で目にする数や計算にも焦点を当てています。

★ 一般図書の例 <英語>



一般図書は、各教科で設定され、他にも英語や(次頁続く)

## ★ 一般図書の例 <道徳>

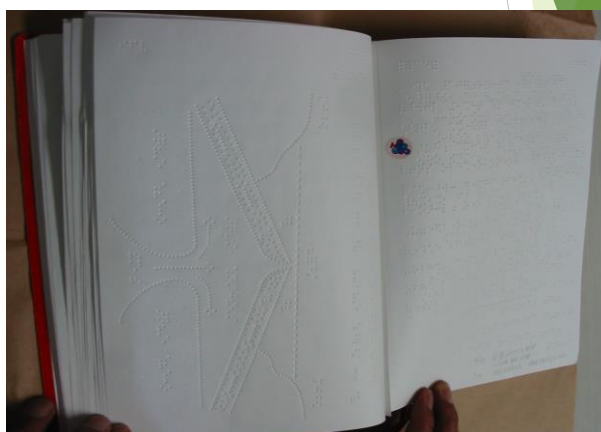
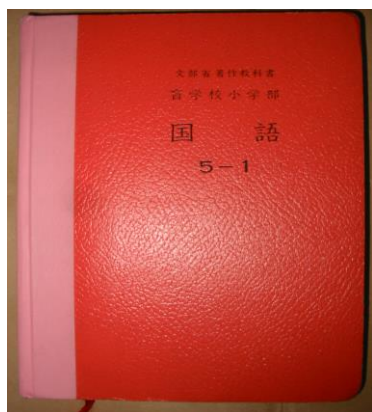


特別な教科となった道徳でも設定されています。

こちらは、人との関わり方を学ぶページです。

## ★ 特別支援教育における教科書

### ▶ 点字教科書



他にも、視覚障がいがある子どもたちへの指導として、点字教科書などもあります。

## 進路について

### ☆小学生時から将来の進路を見据えた指導をする

- 個別の教育支援計画に明記  
保護者・本人の希望、担任の思い
- 生きる力を身につけるために、今、何が必要かを考えて指導していくことが大切
- 小中が連携、移行支援をしっかりと  
→「保幼小」と「小」、「中」と「高」の移行支援も

進路についてです。

学校で学んだことを将来につなげていくために、小学生時から将来の進路を見据えた指導することは大切です。

個別の教育支援計画などに、保護者や本人の希望、担任の思いなどを表記、共通理解し、将来を見据えた支援を考えていきましょう。

将来自立した社会生活を送り、生きる力を身につけるためには、今、何が必要かを考え、指導していくことが大切です。

小中が連携しながら9年間のスパンで指導を考えることも必要なので、小中連携や小中間での移行支援も大切にしてほしいと思います。

さらに、最近では、保育園・幼稚園・こども園と小学校間の移行支援や、中学校と高等学校、特別支援学校高等部との間の移行支援の必要性も叫ばれていますので、そのことも忘れずをお願いしたいと思います。

## 外部機関との連携

### ▶ 相談機関

特別支援教育センター（通常の学級）

嶺南教育事務所 特別支援教育課（通常の学級）

特別支援学校（特別支援学級）

## 移行支援

### ● 小・中学校との連携

有効な支援の引き継ぎを  
保護者の理解

外部機関との連携として、相談機関を3つ載せさせていただきました。

特別支援教育センターや嶺南教育事務所は、主に通常の学級に在籍する児童生徒に対する支援の相談を受けてくださいます。

特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的機能をもち、特別支援学級に在籍する児童生徒の相談を受けてくださいます。

児童生徒の実態に合わせて、これらの相談機関も活用していただきたいと思えます。

また、実際におこなった支援については、ぜひ移行支援として、次の学習段階へと引き継いでいただきたいです。

## 【資料】

- ・ 特別支援学校について
- ・ 国の動き
- ・ 福井県の特別支援教育

59

ここからは、特別支援教育の制度や教育課程など、教育のベースになることを中心にお伝えしたいと思います。

# 特別支援学校について

60

まず、特別支援学校についてです。

## 特別支援学校の対象となる障がいの程度

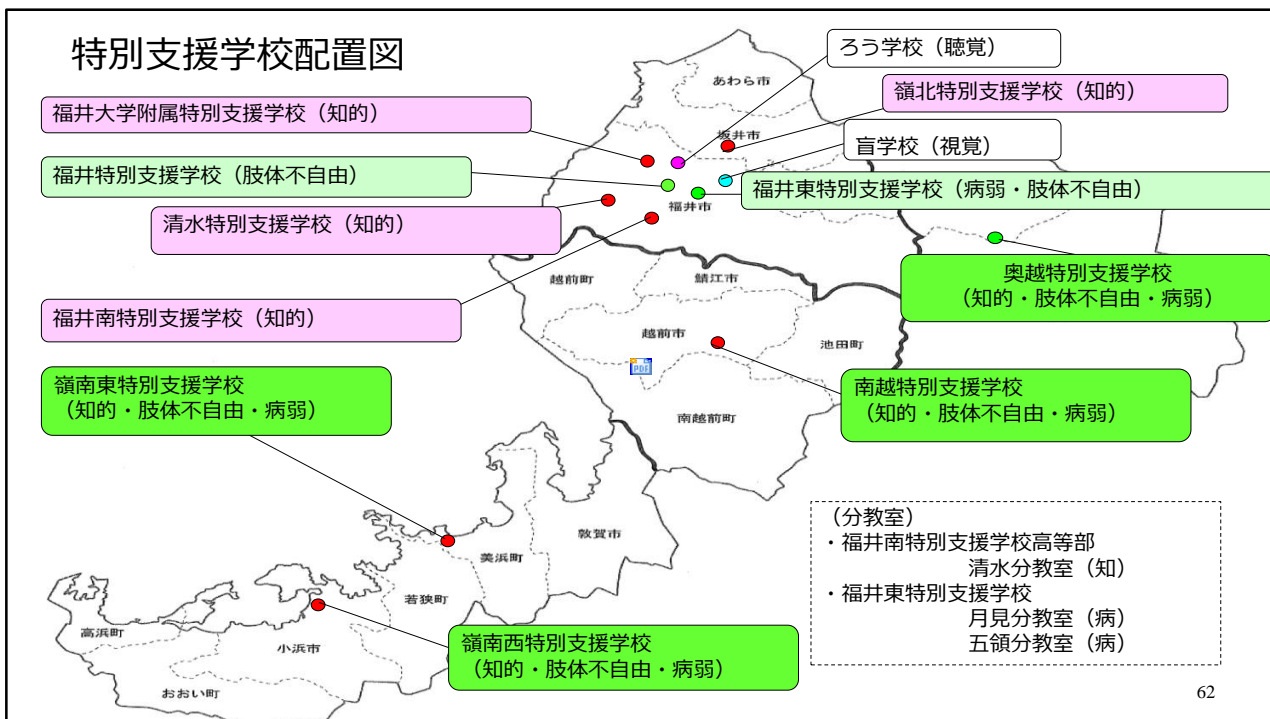
区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもの のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不 可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルが おおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使 用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻 繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生 活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本 的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学 的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状 態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

61

特別支援学校の対象となる障がいの程度です。

学校教育施行令第22条の3からの抜粋で、特別支援学校の対象となる障がいの程度  
の基準を示しています。

ここに該当する場合、県の教育支援委員会(就学指導委員会)で再度審議されま  
す。  
合意形成を十分はかって就学先を決定していただきます。



県立特別支援学校11校と、福井大学教育学部附属特別支援学校1校の対象障がい種と、県内の配置図です。

この他、入院している児童のための、月見分教室・五領分教室もあります。そのほか、病院や自宅への「訪問教育」も児童生徒の状況に合わせて実施されています。

県立特別支援学校に就学する場合は、原則として、主たる障がい種に合った、より居住地に近い学校を基本とします。

大まかな学校区域を基本とするのは、通学の際の保護者の負担を軽減することや居住地交流など地域で育てる観点からです。

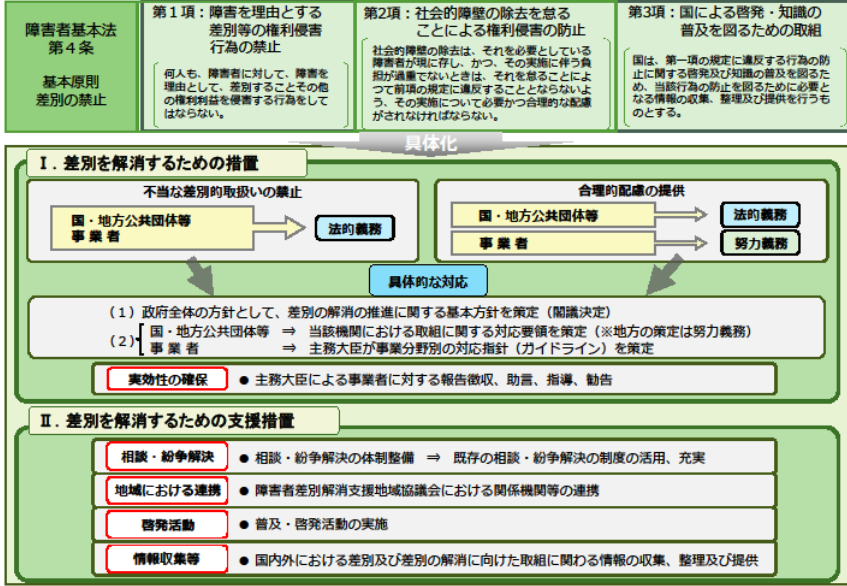
# 国の動き

63

次は、特別支援教育に関する国の動きをお伝えします。

# 障害者差別解消法

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要



まず、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称「障害者差別解消法」です。  
平成25年6月に制定されました。

ここでは、差別を解消するための措置として、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供がしめされています。  
また、この「障害者差別解消法」では、障がいのある人に合理的配慮を行うことなどを通じて、「共生社会」を目指すこととしています。  
この共生社会についての条例は、平成30年4月1日福井県でも施行されました。  
それについては、また後でお知らせします。

## 障害者差別解消法



「合理的配慮」を知っていますか？

障害者差別解消法により、障害のある方への「合理的配慮」などが求められています！！

（注）正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成28年4月1日からスタートしています。



### 合理的配慮が求められています！

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために得らからの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で常駐しているときに、「寒いので店内を暖房してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

#### 合理的配慮の具体例



障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める。

内閣府では、このようなリーフレットをダウンロードすることができるので、ぜひ一度ご覧いただきたいと思います。

## 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

中央教育審議会初等中等教育分科会

1. 共生社会の形成に向けて
2. 就学相談・就学先決定の在り方について
3. **障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及び基礎的環境整備**
4. 多様な学びの場の整備と学校間連携の推進
5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上

文部科学省 中央教育審議会 初等中等教育分科会からは、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出されました。

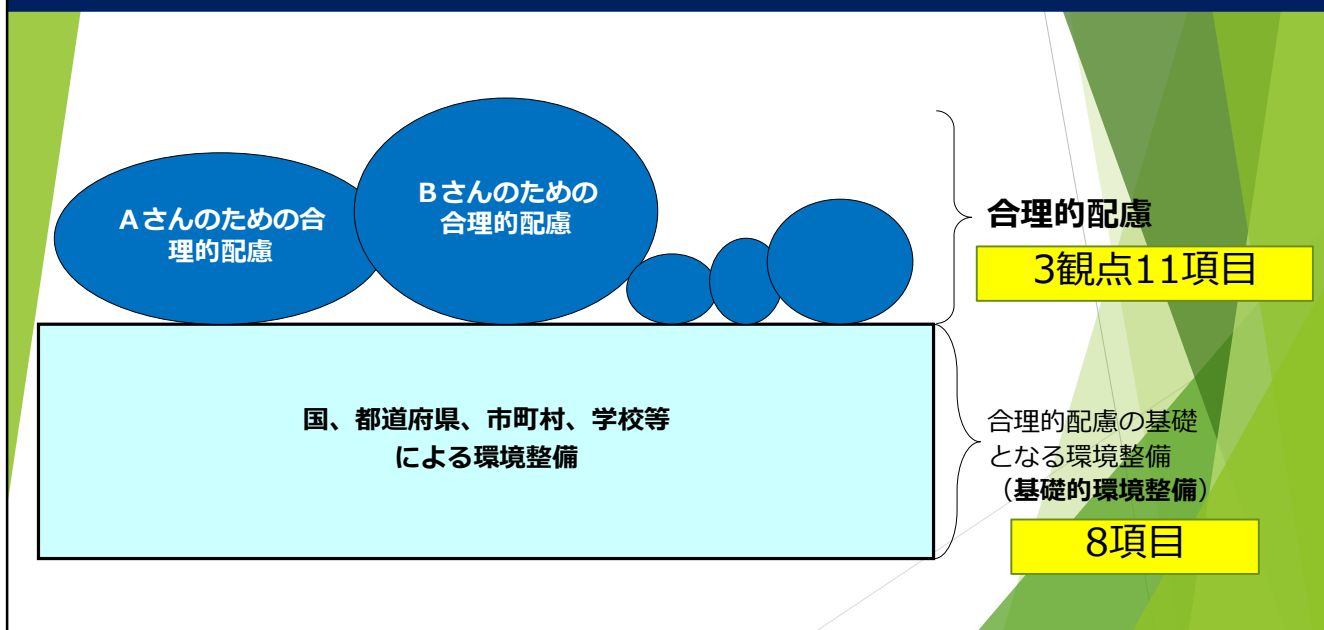
その中では、共生社会の形成、十分に情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重していく就学相談・就学先の決定などについて示されています。

また、**障がいのある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及び基礎的環境整備として、必要な配慮と環境の充実が書かれています。**

**多様な学びの場では、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図り、それぞれの場が連携し、つながりをもつこと、児童生徒がその実態に合わせてそれらの場を活用することを図っています。**

**また、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上の必要性も示されています。**

## 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

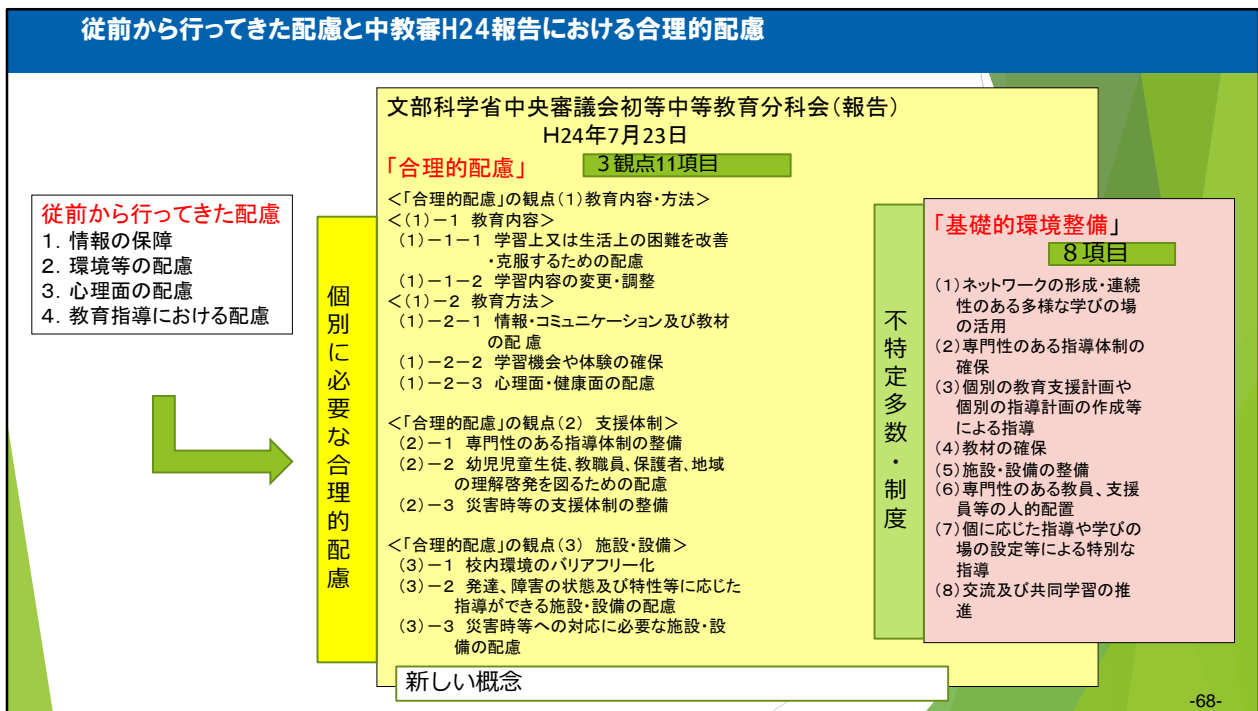


合理的配慮と基礎的環境整備の関係を表した図です。

合理的配慮は、個の実態に応じて考えるので、図のように、一人一人異なります。様々な特性を持つ個に応じた合理的配慮を行う基盤となるのが基礎的環境整備です。

基礎的環境整備は、国、都道府県、市町、学校などが行うこととしています。

## 従前から行ってきた配慮と中教審H24報告における合理的配慮



合理的配慮の3観点、11項目、  
基礎的環境整備の8項目です。

合理的配慮は、個別に必要な配慮なので、その児童生徒へのピンポイントの配慮になり、様々な内容が考えられます。

対して、基礎的環境整備は、たくさんの児童生徒を対象としており、いろいろな配慮に対応できる基盤となる制度です。

# 福井県の特別支援教育

69

続きますして福井県の特別支援教育について、いくつかの資料を提示します。

## 福井県内の特別支援学級

### 小学校

知的障がい特別支援学級	148学級
自閉症・情緒障がい特別支援学級	146学級
言語障がい特別支援学級	4学級

### 中学校

知的障がい特別支援学級	67学級
自閉症・情緒障がい特別支援学級	69学級
言語障がい特別支援学級	1学級

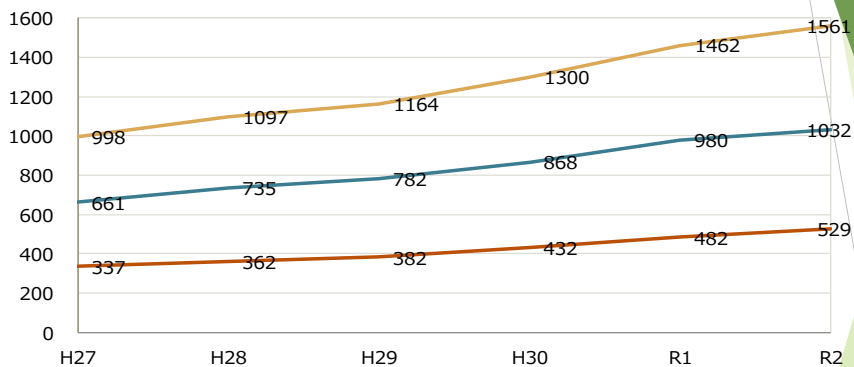
合計 233校 435学級  
(公立小中校262校中) (令和2年5月1日時点)

※R2年度福井県学校基本調査より  
小中学校262校は休校分含まず

70

福井県内の特別支援学級の数です。  
これから挙げるデータは、令和2年度のデータになります。  
最近の傾向として、学級数の増加や、その中でも自閉症・情緒障がい学級の増加が挙げられます。

## 福井県特別支援学級在籍児童生徒数の推移



学校	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	661	735	782	868	980	1032
中学校	337	362	382	432	482	529
全体	998	1097	1164	1300	1462	1561

※特別支援教育要覧（福井県教育委員会）より

71

県内特別支援学級在籍児童生徒数の推移です。  
 ご覧の通り、毎年増加傾向にあります。令和2年度は1500人を超えました。  
 それだけ、支援の必要な児童生徒が在籍しており、それに応じて、担当教員も増加しています。

## 福井県内の通級による指導

### 通級による指導実施校

小学校 96校  
中学校 39校

135校 (R2)

通級指導担当教員  
令和2年度74人

### ろう学校による通級対象在籍校

8校

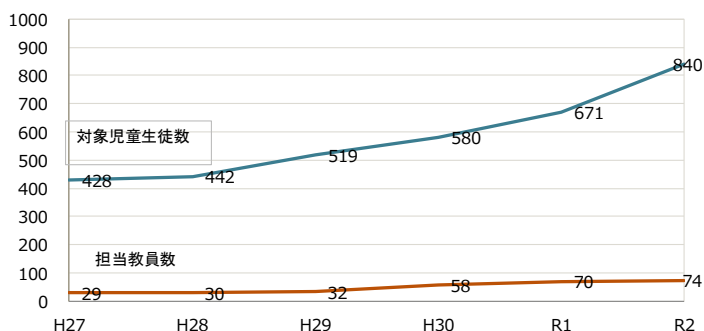
合計 143校

(令和2年5月1日時点)

※特別支援教育要覧(福井県教育委員会)より

福井県内小中学校の通級による指導のデータです。  
こちらも、毎年対象児童生徒、担当教員とも増加傾向です。

## 福井県通級による指導 対象児童生徒数の推移



	H27	H28	H29	H30	R1	R2
各人数						
対象児童生徒数	428	442	519	580	671	840
担当教員数	29	30	32	58	70	74

※特別支援教育要覧（福井県教育委員会）より 73

県内小中学校の通級による指導 対象児童生徒数の推移です。  
毎年、増加していることが分かります。  
担当教員もこの数年で倍以上になっています。

## 福井県特別支援学校児童・生徒数

在 籍	人 数					
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
幼稚部	13	9	6	12	14	13
小学部	282	290	287	287	308	310
中学部	226	227	220	183	181	197
高等部	462	444	455	459	471	457
専攻科	4	3	3	4	3	3
合 計	987	973	971	945	977	980

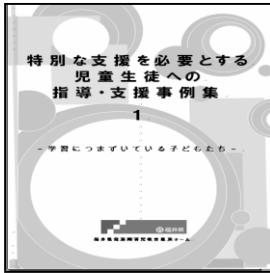
※特別支援教育要覧（福井県教育委員会）より

次に、特別支援学校の在籍児童生徒数です。  
ご覧のように、近年は人数に激しい増減は見られません。

最近の傾向として、特別支援学校の児童生徒数に大きな増減は見られませんが、特別支援学級・通級による指導の対象児童生徒数が大きく増加していることが見られます。

## 福井県の事業

～具体的支援方法、早期から理解～



### 「指導・支援事例集」

- ・ 支援方法の理解

※発達障がい等の児童生徒の指導→ 一人一人の特性に応じた工夫  
認めるかかわり  
自己肯定感を高めるかかわり



### 「保護者向けリーフレット」

- ・ 保護者の早期から理解を促進

福井県が発行している刊行物です。各校に保管してあると思います。  
指導・支援事例集は今の支援でよいのか、他によい支援があるのでは？など迷ったときなどに手に取ってみてください。ヒントが見つかるはずです。

リーフレットは小学校入学を控えた保護者に、保育園・幼稚園と小学校との生活の違いや、小学校での指導の実際を知らせ、学習面や生活面で気がかりなことがあれば、園の先生や特別支援教育センターなどに相談を促す目的で作成しました。

## 福井県の事業

～具体的支援方法、早期から理解～



### 「授業のユニバーサルデザイン化」

- ・ 特別支援教育の視点からの授業づくり
- ・ 全員の子どもが、楽しく学び合う
- ・ どの子どもにも便利で役立つ支援

### 「通級による指導サポートブック」

- ・ 通常学級の担任のため
- ・ 通級による指導の詳細
- ・ 気づき、発達障がい、指導内容、連携

76

授業のユニバーサルデザイン化では、特別支援教育の視点からの授業作りを考  
えることができます。

ユニバーサルデザインとは学力の優劣や、発達障がいの有無にかかわらず、全  
員の子どもが楽しく学び合い「わかる・できる」ように工夫・配慮された通常学級にお  
ける授業デザインとされています。

また、発達障がいの子どもには「ないと困る」支援であり、どの子どもにも「あると  
便利で、「役に立つ」支援を増やすことで、結果として、全ての子どもたちの過ごし  
やすさと学びやすさが向上すると言われています。

次に、通級による指導サポートブックです。これは、通常学級の先生方のために  
作られました。

通級による指導の詳細が書かれ、その気づきや発達障がい、指導内容、連携な  
どが書かれています。

自立活動についても詳しく載っていますので、特別支援学級での指導でも参考にな  
るかと思えます。

# 福井県共生社会条例

(障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例)



- ▶ 基本理念（6つ）
  - ・ 障がいの有無にかかわらず、共に支え合い、共生社会の実現に努める
  - ・ 個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される 等
- ▶ 障がいのある人の自立および社会参加の支援等のための取組（11項目）
- ▶ 差別の禁止
  - ・ 不当な差別的取扱いの禁止
  - ・ 合理的な配慮の提供
- ▶ 障がいを理由とする差別解消への取組
- ▶ 県民理解の促進

発行 福井県健康福祉部障がい福祉課

ここで、平成30年に施行された、福井県の条例を2つご紹介します。  
ぜひ、学校内外にも広めていただきたいと思います。

1つ目は、福井県共生社会条例です。

この条例では、障がいのあるひとの自立および社会参加の支援等のための取組が11項目挙げられています。

また、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的な配慮の提供も示されています。

# 福井県手話言語条例

(平成30年4月1日施行)



## 福井県手話言語条例

すべての県民が手話は言語であるとの認識を共有し、円滑な意思疎通に基づき共に支え合う社会を実現するため、平成30年4月1日に福井県手話言語条例が施行されました。

### ●基本理念と県の責務・県民等の役割

#### 【基本理念】

- ①すべての県民は、手話が独自の体系を有する言語であり、文化的所産であることを理解します。
- ②ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、相互に共生することを基本に手話の普及を行います。



#### 【県の責務】

- ①ろう者が社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について配慮を行い、手話の普及等のために必要な施策を推進します。
- ②ろう者および手話通訳者等と協働して、基本理念に関する県民の理解の促進を図ります。

#### 【県民等の役割】

- ①県民は、手話に対する関心と理解を深めるよう努めます。
- ②ろう者は、基本理念に関する県民の理解の促進および手話の普及等に努めます。
- ③手話通訳者等は、手話に関する技術的向上、基本理念に関する県民の理解の促進および手話の普及等に努めます。

#### 【事業者等の役割】

- ①ろう者に対してサービスを提供するとき、また雇用するとき、手話等の使用に関して配慮を行うよう努めます。

～ 手話フロンティアレッスン ～



すべての県民が手話は言語であるとの認識を共有し、円滑な意思疎通に基づき共に支え合う社会を実現するため

### ▶ 基本理念

- ・すべての県民は、手話が独自の体系を有する言語であり、文化的所産であることを理解する
- ・ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、相互に共生することを基本に手話の普及を行う

### ▶ 手話の普及と環境整備

発行 福井県健康福祉部障がい福祉課

次に、福井県手話条例です。

手話の普及と、そのために必要な環境の整備し、共に支え合う社会を実現することを目指します。

これから、いろいろな研修や県内のイベントなどで、手話による情報の発信が見られると思います。

ぜひ、以下にありますような、簡単な手話は理解、また必要なときにしていただきたいと思います。

これは、福井県の健康福祉部障がい福祉課のホームページからパンフレットをダウンロードできますので、ぜひご覧ください。

# 「学校生活における合理的配慮について」 リーフレット

## 学校生活における合理的配慮について

最終更新日 2021年3月22日 | ページID 046442

- ▶ 教育委員会
- ▶ 学校教育
- ▶ 生涯学習
- ▶ 食育

## 「学校生活における合理的配慮について」リーフレット

「障害者の権利に関する条約」「障害者差別解消法」を受けて、障がいのある児童生徒からの意思表明に基づき、公立学校では、その実施が均衡を失したまたは負担が過重でないときには、基礎的環境に応じて合理的配慮（必要かつ合理的な配慮）を提供することが法的義務となりました。

合理的配慮の例や提供の流れについて、紹介します。



「学校生活における合理的配慮について」リーフレット

福井県高校教育課の  
HPよりダウンロード可

79

最後に、合理的配慮に関するリーフレットです。  
合理的配慮については、少しずつ関心が高まってきています。  
申請や提供の手続きについて、簡単ですがまとめておりますので、ぜひ参考に  
していただきたいと思います。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/koukou/tokushu/gouriteki.html>

## 特別支援教育の心がまえ

- ▶根気よく
- ▶あせらず
- ▶元気に
- ▶楽しく 明るく
- ▶みんなと

まずは、教師が、人（子どもや先生、保護者など）とのかわりを楽しむこと 特別支援学級や通級指導教室の  
教育活動そのものを楽しみましょう

これまで、いろいろな制度、教育課程、学習内容、国や県の動きなどについてお話をしてきましたが、

特別支援教育で大切な心構えは、根気よく、あせらず、元気に、楽しく明るく、みんなと おこなうことです。

いろいろと難しいこともあるかと思いますが、あまり重く、暗く考えず、前向きに取り組みましょう。

指導・支援をして、すぐに成果が出るとは限りません。

やっと教材を用意したり、工夫したりしたのに、児童生徒が興味を示さなかったり、合わなかったりするかもしれません。

でも、あせらず、少しずつの成長を認め、信じて、がんばりましょう。

先生方の笑顔が一番の支援教材です。

まずは、先生が楽しく、明るく、児童生徒に負けじと個性を活かして、人との関わりを関わりを楽しむことを心がけましょう。

## 初めて特別支援教育を担当するにあたって

- 一人ひとりの児童生徒を見つめることから
- 児童生徒の実態を肯定的に受けとめて
- 一人ひとりの児童生徒に応じた学習活動を
- 児童生徒の心の内面に共感的理解を →保護者にも
- 常に創造的で活力ある教師に

基本的な障がいの特性を理解した上で、一人ひとりを観察し理解・共感することから始めましょう

81

初めて特別支援教育を担当して、何から始めたらいいのか、どうしたらいいのか、と悩まれた先生方もいらっしゃるかもしれませんが、まずは、児童生徒と向き合うことが大切です。

一人一人の児童生徒を見つめ、実態を肯定的に受け止めて、その子その子に応じた学習活動を考え、工夫しましょう。

そして、児童生徒の内面に寄り添い、共感的理解を心がけてください。そして、同じように保護者の気持ちにも寄り添えるとよいと思います。

そして、全ての活動のベースになるのが、教師の活力です。

学級内外の児童生徒からも保護者からも信頼され、周りをあたたかく包み込むような魅力のある先生になっていただきたいと思います。

基本的な障がいの特性を理解した上で、一人ひとりを観察し理解・共感することから始めましょう。

児童生徒の心の内面の共感的理解のために

- 「この子」になって気持ちを考える
- 「この子」の行動（の意味）を考える
- 「この子」のよさを考える
- 「この子」にどうかかわるかを考える

そのためには、どのような指導支援が必要なのか

82

児童生徒の心の内面の共感理解では、「この子」になって気持ちを考える、「この子」の行動（の意味）を考える、「この子」のよさを考える、「この子」にどうかかわるかを考える、ことが大切です。

どのような成長や力の育成を見据え、そのためにどのような指導支援が必要なのか考えていきましょう。

## 同僚や保護者との連携

- 初任の時期は学ぶ時期
  - ・ どん欲に同僚の良いところを取り入れましょう
- 保護者には、思いを受容するところから
  - ・ 保護者の立場に立って、悩みつらさを受け止め、共に子どもを支援する者として協力し合いましょう

児童生徒に向き合い、指導支援を考えると、自分一人では考えに行き詰まったり、考えに偏りが出たりすることがあります。

学校で大切なのは、周りの人々との連携です。

同僚や保護者などと適切に関わり、貪欲にいろいろな情報を収集して、よいところをどんどん取り入れましょう。

特別支援学級初任と言えど、保護者や児童生徒にとって、先生は唯一無二の担任の先生です。

保護者は児童生徒の学習や行動のことなどで、悩んでいたたり、聞いてほしいことを抱えていたりすることがあります。

保護者との連携を密にし、保護者の立場に立って、悩みやつらさを受け止め、共に児童生徒を支援する者として協力し合う姿勢をもつことが大切です。

保護者にも寄り添うような、支援指導、そして連携をお願いいたします。

## 特別支援教育のノウハウ

- ☆授業に役立つ教材集めが大切！  
視覚的に効果があるもの、楽しみながら学べるもの、  
個別の課題  
100円ショップ等の活用
- ☆ブロックの特学や通級担当の先生方から学ぶ  
授業や教室を見せてもらうことが一番
- ☆研究会や研修会に参加  
特別支援教育センター、特別支援学校、ブロック、  
特別支援教育研究連盟等  
(専門の雑誌や図書も活用)

特別支援教育の指導力、専門性を高めるためのポイントを載せさせていただきました。

**児童生徒も先生方も楽しく充実した  
学校生活を送るために**

**今後もあたたかく、熱い  
ご指導・ご支援を  
よろしくお願いいたします**

ご静聴、ありがとうございました。

85

児童生徒が、そして先生方も、楽しく充実した学校生活を送るために、今後もあたたかく、熱いご指導・ご支援をよろしくお願いいたします。

長くなりましたが、これで特別支援学級、通級による指導についての説明を終わります。